■　研究論文　（受付日2025年12月15日/査読終了日2026年1月12日/受理日2026年1月23日）

民事訴訟における控訴提起の意思決定 ：裁判データに基づく要因分析

Determinants of Appeal Filing Decisions in Civil Litigation ：Evidence from Japanese Judicial Case Data

京都府立大学 卒業生　佐々木琉太郎
京都府立大学　伊藤敦
京都府立大学　木戸茜
Kyoto Prefectural University, Alumnus　Ryutaro SASAKI
Kyoto Prefectural University　Atsushi ITO
Kyoto Prefectural University　Akane KIDO

Abstract

This study investigates plaintiffs' appeal-filing decisions in Japanese civil litigation by integrating a cost-benefit framework with judgment-level data from 2,868 district court cases. Motivated by the institutional asymmetry between high first-instance plaintiff win rates and high appellate affirmance rates, the study extends Shavell's litigation model to the appeal stage and incorporates insights from the selection-of-disputes hypothesis. Logit, probit, and linear probability estimations reveal that larger claim amounts, lower awarded ratios, the presence of legal representation, and longer trial duration significantly increase the likelihood of appeal, while case type and party attributes generate substantial heterogeneity. The unexpected positive effect of trial duration suggests a sunk-cost mechanism beyond standard rational-choice predictions. These findings indicate that appeal decisions arise from an interaction between rational expectations, institutional structure, and bounded rationality. The study contributes to understanding strategic litigation behavior and offers implications for improving information environments and institutional design in the appellate process.

Keywords: Decision-Making Mechanisms, Appeal Filing, Civil Litigation, Cost-Benefit Analysis, Judicial Case Data

1．はじめに

日本の民事訴訟は、裁判期間の長期化や結果の予見困難性が裁判当事者（利用者）に大きな負担を与えており、とりわけ控訴行動に影響を及ぼしていることが指摘されている。最高裁判所の調査によれば、多くの利用者が「裁判期間を予測できなかった」と回答し、時間的負担を理由に訴訟を躊躇する事例も少なくない（最高裁判所事務総局，2023）[(1)]。こうした現状は、民事裁判手続における予見可能性の欠如や時間的コストの大きさが、民事裁判の利用機会を低下

図１．控訴のイメージ

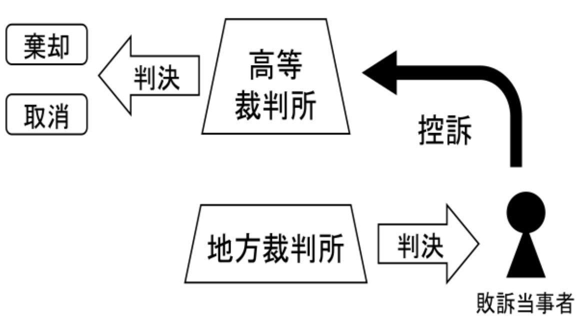

（出所）筆者作成.

させていることを示しており、利用者の行動選択、とりわけ控訴という追加的判断を躊躇させている可能性がある。

従来の研究では、訴訟提起段階における原告の意思決定について、期待利得と費用の比較に基づく経済学的モデルが提示されてきた。しかし、Shavell（2004）をはじめとする「法と経済学」の理論では、主に「訴訟を開始するか否か」に焦点を当てており、すでに第１審を経験した利用者が控訴段階でどのように判断するのかについては、体系的な分析が十分に蓄積されていない。

実際、日本の民事訴訟における第１審の認容率と控訴審の控訴棄却率には顕著な非対称性がみられる。最高裁判所の統計によれば、地方裁判所で原告の請求が一部でも認められる割合は80%を超える一方、高等裁判所における控訴棄却率は75%以上で安定的に推移している(2)。第１審判決が変更される割合は25%に満たない(3)。すなわち、控訴審で判決が変更される可能性が低いにもかかわらず原告が控訴を選択し続けているという、期待利得の観点からは直接的に説明しがたい行動が観察されている。この非対称性は、訴訟提起時とは異なる意思決定構造が存在する可能性を示唆するものである。

そこで本研究は、日本の民事訴訟における第１審原告の控訴意思決定のメカニズムを、経済学的モデルと実際の判例データに基づいて解明することを目的とする。とりわけ、第１審判決の認容額、請求額、代理人弁護士の有無、当事者の属性、事件類型などに着目し、控訴判断に影響を与える要因を総合的に分析する。これにより、既存研究が十分に説明できなかった控訴行動の規定要因を特定し、訴訟提起段階とは異なる意思決定構造が存在することを解明する。

そのために、費用便益分析に基づく控訴モデルを構築し、Westlaw Japan に収録された2,868件の地方裁判所判決データを用いてロジスティック回帰分析を試みる。特に、代理人弁護士の有無、原告が法人か自然人か、不法行為事件か否かといった観点からサンプルを分割し、控訴行動における異質性を検証する。これにより、控訴判断が単一の費用便益計算ではなく、複数の文脈的要因の相互作用によって決定されている可能性を解明する。

本研究の意義は、控訴行動の実証分析を通じて、民事裁判手続の利用者が直面する不確実性や予見困難性を把握し、より利用しやすい民事裁判制度のあり方を再考するための基礎的知見を提供する点にある。民事裁判制度は国家による公的サービスの一形態であり、その利用者である当事者の経験や納得感を高めることは、制度の正当性とアクセス性を向上させるうえで不可欠である。特に、控訴行動への理解を深めることは、手続の透明性や予見可能性の向上といった制度改善に資するだけでなく、民事裁判手続を公共サービスとして位置づけたときに求められる「利用者に寄り添った説明と対応」を具体化する手がかりとなる。この意味で、本研究は、ホスピタリティ・マネジメント研究が重視する利用者中心の視点から、民事裁判手続のあり方を検討するための基礎的知見を提供する。

２．控訴の意思決定をめぐる分析枠組み

２．１　訴訟行動に関する先行研究と理論的背景

民事訴訟における当事者の行動は、費用と利得の比較による合理的選択として説明されることが多い。とりわけ Shavell（2004）は、原告が訴訟を提起するか否かを期待利得と訴訟費用の比較に基づくモデルとして定式化し、後続研究に大きな影響を与えている(4)。この分析枠組みは訴訟提起段階を理解する際の基礎として有用である。

これに関連して、Priest & Klein（1984）は「紛争選択仮説」を提示し、裁判に進む紛争は当事者の主張や予測が近接する、いわゆる「接戦事件」が選択されやすいという選択バイアスの存在を理論的に示した(5)。Waldfogel（1995）はこの仮説を実証的に検証し、事件類型によって原告勝訴率が偏ることを指摘している(6)。近年の理論研究である Lee & Klerman（2016）は、Priest & Klein のモデルを数学的に再定式化し、当事者間の情報の非対称性や予測誤差の大きさによって、彼らの「50%収束仮説」が成立する条件が限定されることを示した(7)。すなわち、当事者が判決結果を正確に予見できる場合には原告勝訴率は50%付近に収束するが、予測誤差が大きい場合には必ずしも収束せず、事件類型によって分散が生じうることを理論的に明らかにしている。これらの研究は、控訴審に進む事件が一次訴訟段階で既に選別されている可能性を示しており、控訴段階においても独自の行動構造が形成されることを示唆する。

控訴行動に関しては、米国連邦裁判所を対象とした実証研究が蓄積されている。控訴率や逆転率に関する実証研究としては、Eisenberg らによる連邦裁判所データを用いた一連の研究（例：Eisenberg &

Farber, 2013) が、当事者属性や事件類型による上訴パターンの差異を示している[8]。また、 Edwards (2019) は、控訴審の約 9 割が原判決を維持するという高い維持率に着目し、なぜ逆転が稀にとどまるのかを制度的・行動的観点から分析している[9]。これらの研究は、控訴審における逆転可能性が構造的に低い一方で、それでも控訴が行われるという特徴的な行動を示している。

日本の文脈では、森 (2021) が裁判経験の有無が当事者の意思決定に影響する点を指摘しており、未経験者は時間・費用負担を過大評価して訴訟提起に慎重であることが示されている[10]。しかし、第 1 審を経験した後の控訴判断については、訴訟経験のフィードバックを含む独自の意思決定構造が存在する可能性があるものの、先行研究は十分に説明していない。また、飯田(2020)は、日本の第 1 審判決における勝訴率が 50%を大きく超えている実情について、Priest & Klein (1984) による仮説の前提が満たされていない可能性を指摘している[11]。そのうえで、飯田(2020)は、各事件が和解や訴訟に至る条件を説明するために、実証の足がかりとなる精緻な理論、すなわち、「各アクターのインセンティブとその相互作用を考慮した理論」が必要であると提案している。

以上の先行研究を踏まえると、控訴判断は費用便益モデルを基礎としつつも、第 1 審判決の内容、訴訟経験、逆転可能性、訴訟費用等の複数要因が複合的に作用する「独立した意思決定問題」として位置づけられる。本研究では、この課題に応えるために、次節以降で控訴の意思決定モデルを構築する。

２．２ 訴訟提起（第１段階）の意思決定モデル

民事訴訟の訴訟提起行動は、図 2 に示す費用便益構造に基づき、期待利得と費用の比較により定式化される。本節では、この第 1 段階モデルを提示する。Shavell (2004) は、原告が訴訟を提起する条件として、期待利得 $P \cdot w$が訴訟費用 Cを上回る場合に訴訟が開始されるという基本モデルを提示した。このモデルによれば、原告が訴訟を開始するか否かは、①勝訴確率、②請求額、③費用という 3 要素によって規定される。

$$P \cdot w > C \tag{1}$$

これは、訴訟提起段階における意思決定を簡潔に説明するが、その後の控訴判断には必ずしも適用できない。何故なら控訴段階では、当事者はすでに第 1 審を経験し新たな情報を取得しており、原告の期待形成や費用構造が訴訟提起時と異なるためである。第 1 審原告が控訴を行う際には、訴訟提起時とは異なる期待形成や費用構造に基づいて意思決定が行われる可能性が高い。

そのため、ここでは Shavell 型の費用便益モデルの控訴判断を拡張することを試みる。具体的には、第 1 審判決内容、認容額と請求額の差、代理人弁護士の有無、当事者属性などが、控訴行動に影響を与えるインセンティブとして働くと仮定する。

ここで、原告が訴訟を提起するか否かの判断を、期待利得と訴訟費用の比較に基づくモデルを前提として踏襲する。つまり、第 1 審で原告が訴訟を提起するか否かは、以下の条件で表される。

$$R_1 > TC_1^f \tag{2}$$

ここで、Rは訴訟提起による期待利得であり、TC_1^fは訴訟にかかる総費用である。なお、「f」は原告が想定する将来費用を示す。

第 1 審における期待利得は次式のように表される。

$$R_1 = P_1 \cdot \bar{W} + (1 - P_1) \cdot 0 \tag{3}$$

ここで、Pは 1 審における勝訴確率($0 \leq P_1 \leq 1$)を、Wは原告の被告に対する金銭の請求額を表す。本研究では、請求額は第 1 審、控訴審を通して同じ金額を請求すると想定している ($\bar{W}$)。また、原告は訴訟によって得られる結果を「想定される最大受取額」もしくは「回収不能」という二値的な結果として主観的に捉え、それに基づいて期待利得を形成すると仮定する。なお、本研究では、原告の主観的な期待利得を直接観測することができないため、最大受取額の代理変数として請求額を用いる。

一方、第 1 審における期待費用は次式で表される。

$$TC_1^f = C_{q1}^f + C_{L1}^f + \bar{C}_{t1}^f \tag{4}$$

ここで、C_q は裁判費用を表す。裁判費用は、訴訟を提起する際に原告が裁判所に支払う費用のことであり、請求額に応じて機械的に計算される。C_Lは弁護士費用を表す[12]。$\bar{C}_t$は機会費用を表し、本研究では、裁判の開始から判決までに要した期間 (審理期間) とする。審理期間とは、一般に、その事件を扱う裁判所に事件が持ち込まれた日 (訴状や起訴状の受理日) から、その裁判所での事件が終了した日 (判決が出された日) までの期間とされている[13]。

２．３ 控訴提起時の意思決定モデル

控訴段階では、当事者は第 1 審判決の結果、控訴審での期待利得、控訴に要する追加費用を比較したうえで意思決定すると仮定する。したがって、原告が控訴を選択する条件は次式のように表される。

図２．控訴提起に関する分析枠組み

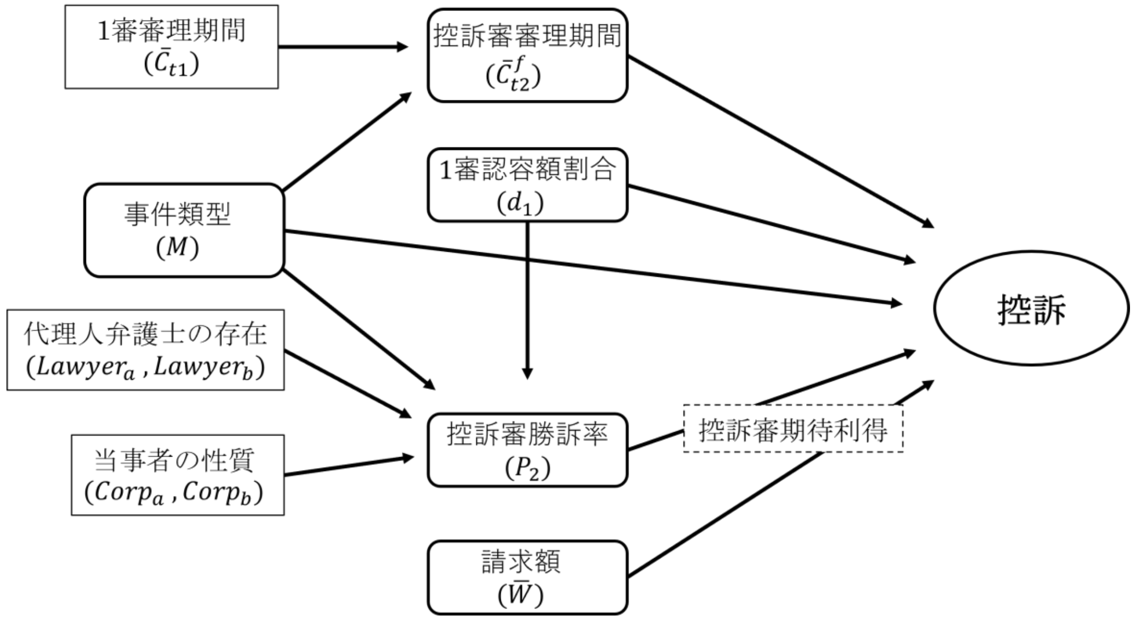

（出所）筆者作成.

$$R_2 - (TC_1 + TC_2^f) > D_1 - TC_1 \qquad (5)$$

ここで、D_1は第１審判決で認められた金額（認容額（$0 \leq D_1 \leq \bar{w}$））である。控訴審における期待利得は次式で定義する。

$$R_2 = \overline{P^*} \cdot D_1 + (1 - \overline{P^*}) \cdot P_2 \cdot \bar{W} + 0 \qquad (6)$$

ここで、$\overline{P^*}$は控訴棄却率（控訴が退けられ第１審判決が維持される確率($0 \leq \overline{P^*} \leq 1$))、$P_2$は控訴審での勝訴確率、($0 \leq P_2 \leq 1$)である。第１項は控訴棄却時に得られる第１審認容額、 第２項は第１審判決が取消され新たに全額が認容される場合の期待利得を意味する。なお、本研究では、控訴棄却率が、中長期的に一定であり、原告が想定可能であると考え、定数として扱う。

他方、控訴審における期待費用は次式で示す。

$$TC_2^f = C_{q2}^f + C_{L2}^f + \bar{C}_{t2}^f \qquad (7)$$

また、(5）式は以下のように整理できる。

$$\{(\overline{P^*} - 1) \cdot d_1 + P_2 \cdot (1 - \overline{P^*})\} \cdot \bar{W} > TC_2^f \qquad (8)$$

ここで、d_1は認容額割合（認容額の請求額に対する割合（$0 \leq d_1 = D_1/\bar{W} \leq 1$)）である。

以上のモデルに基づき、以下ではこれらの要因が実際に原告の控訴行動に与える影響を実証的に検証する。

３．分析手法と仮説設定

３．１ 分析手法

本研究では、民事訴訟における控訴の意思決定を、経済合理性に基づく選択行動として捉える。控訴の有無を従属変数とし、第１審判決に関する情報として、訴訟当事者の属性、事件の性質などを説明変数とする分析モデルを定義し、各変数の効果や統計的有意性を検証する。そのため分析手法にはロジスティック回帰分析を採用する。加えて、モデルの頑健性を確認するために、線形確率モデルによる推定も行う。また、以下で取り上げる原告に関するダミー変数については、より詳細な効果を検証するために、それぞれの変数についてサンプルを分割したうえで再度ロジットモデルによる重回帰分析を行う。

そこで、具体的な回帰式モデルは、(6）式と先行研究を踏まえて、以下のように定義した[14]。

$$Pro = \beta_0 + \beta_1 \cdot \bar{W} + \beta_2 \cdot d_1 + \beta_3 \cdot P_2 + \beta_4 \cdot \bar{C}_{t2}^f + \beta'_{\mathrm{M}} M + u \qquad (9)$$

ここで、従属変数Proは控訴提起の確率（分析上は０または１のダミー変数）であり、Mは事件類型に関するダミー変数、uは誤差項である。

また、変数のうち控訴審勝訴確率（P_2）と、控訴審において想定される審理期間（$\bar{C}_{t2}^f$）は直接的に観測することができないため、以下のように回帰式を用いて間接的に分析を行う。

$$P_2 = \gamma_0 + \gamma_1 \cdot d_1 + \gamma_2 \cdot Lawyer_a + \gamma_3 \cdot Lawyer_b + \gamma_4 \cdot Corp_a + \gamma_5 \cdot Corp_b + \gamma'_{\mathrm{M}} M + e_1 \quad (10)$$

$$\bar{C}^f_{t2} = \delta_0 + \delta_1 \cdot \bar{C}_{t1} + \delta'_{\mathrm{M}} M + e_2 \quad (11)$$

ここで、$Lawyer$ は弁護士の有無を表すダミー変数（弁護士がいる場合に１）であり、$Corp$ は原告、被告がそれぞれ法人か自然人かを表すダミー変数（法人である場合に１）である。なお、本研究においては、当事者が自然人 1 人のみでない場合を法人として扱う。小文字のa、b はそれぞれ第 1 審における原告、被告を意味する。そして、eは誤差項である（各回帰式では共通の記号を用いているため、便宜上番号を付して区別している）。

斎藤（2020）や飯田（2020）は、控訴審における勝訴確率を規定する変数について、当事者それぞれの代理人の有無及びその組み合わせと、裁判の結果との関連性について考察している(15)。また、飯田(2020)は、当事者が自然人か法人であるかということと裁判の結果との関連性についても検討している。このため、当事者に関する弁護士の有無と法人の有無を変数として組み入れる。次に、控訴審では第 1 審判決の内容を踏まえて審理を行うという制度であり、現在の日本の控訴審判決では棄却率が高い傾向にある。また、斎藤(2021)では、判決の結果が裁判利用者の満足度を規定する重要な要因であることが分析されている(16)。控訴は第 1 審判決の不服として行われるため、第 1 審の結果は控訴の意思決定における重要な要因になり得る。このため、第 1 審の結果を示す認容額割合を変数として採用する。最後に、Waldfogel（1995）や飯田（2020）の分析のように、事件類型が勝訴率に影響を及ぼす可能性が考えられることから、事件類型を変数として採用する。

控訴審において想定される審理期間を規定する変数について、控訴を選択する段階にある原告は、すでに第１審を経験しているため、第 1 審で要した審理期間をもとに控訴審における審理期間を想定すると考えられる。このため、第 1 審で要した審理期間を変数に組み入れている。なお、第 1 審の審理内容を期間は厳密には計測ができないため、判決文に記載されている事件番号と判決が出された地方裁判所の情報に基づいて、訴訟が提起された日付を序数的に推定し、その日付から第 1 審判決が出された日付までの差を求めることによって算出した推定値を用いる。また、森 (2015) で分析されているように、裁判で争う事件の内容によって、審理期間が変わるため、事件類型ダミーを変数として採用した (17)。

３．２ 仮説

以上の先行研究とモデル構築を踏まえて、第１審原告の控訴確率について、以下の仮説を設定した。

仮説１（経済的利得仮説）：請求額が大きい原告ほど、控訴する可能性は高い。すなわち、控訴審において勝訴した場合に得られる期待利得が大きくなるため、控訴の動機になると予想される。

仮説 2（判決不満仮説）：認容額が小さく、請求額に満たないほど、控訴する可能性は高い。すなわち、控訴は、第１審判決に対する不満の表出とみなされるため、認容額割合（認容額の請求額に対する割合）が大きく、判決への満足度が高まると控訴インセンティブが弱まる。

仮説 3（専門性仮説）：代理人弁護士がついている原告は、控訴する可能性が高い。すなわち、代理人弁護士の存在によって、原告は専門的知見を得るため、勝訴の確率が上昇すると考えるほか、法的助言を受けた当事者は、控訴審の見通しに関する判断能力が高く、意思決定のコストが低下するため、控訴審の見直しを評価し、控訴を選択しやすい。

仮説 4（時間コスト仮説）：控訴審における審理期間が長期化することが予想される場合、原告はその時間的負担を考慮し、控訴を回避する傾向があると予想される。つまり第 1 審に要した期間が長いほど控訴審も長期化すると予想するため控訴確率が下がる。

以上、控訴率を説明するための回帰モデルを設定し、各変数の効果と統計的有意性を検証する。

４．結果

４．１ 収集したデータの概要

本研究では、トムソン・ロイター株式会社が提供する判決文・法令等のデータベース Westlaw Japan に掲載されている裁判情報を用いる。具体的には、以下の条件を満たす事件の裁判情報を用いる。①2022 年 12 月 14 日から 2023 年 12 月 13 日（研究開始時点）の一年間に、日本の地方裁判所で判決が出された事件であること、②民事事件かつ通常訴訟事

表１．基本統計量

変数名	Mean	Std	Min	1st Qu.	Median	3rd Qu.	Max
控訴の有無	0.11	0.32	0	0	0	0	1
請求額(10億円)	0.07	0.97	0.00	0.00	0.01	0.02	49.06
認容額割合	0.33	0.40	0	0	0.1	0.72	1
審理期間(日)	667.67	367.15	76	401	607	857	3575
原告弁護士の有無	0.84	0.37	0	1	1	1	1
被告弁護士の有無	0.78	0.41	0	1	1	1	1
原告法人該当性	0.57	0.50	0	0	1	1	1
被告法人該当性	0.57	0.49	0	0	1	1	1
不法行為事件	0.52	0.50	0	0	1	1	1
国家賠償請求事件	0.03	0.17	0	0	0	0	1

(出所) 筆者作成.

図 3. サンプル全体の推定結果

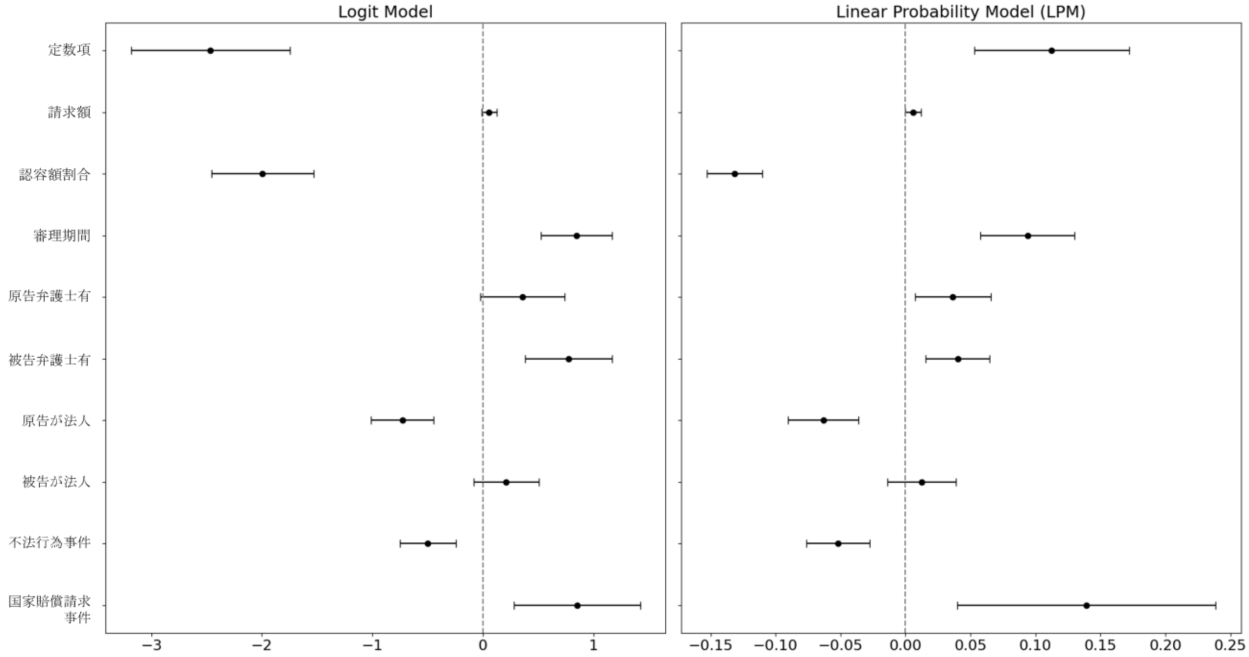

（注）点は推定値、線分は 95%信頼区間である.

（出所）筆者作成.

件（事件番号の符号が（ワ））であること、③原告が被告に対して金銭を請求する金銭訴訟であり、かつ請求された金額ならびに判決で認められた金額が正しく計測できること、④原告が提起した事件であること、⑤地方裁判所で扱われた事件の情報が閲覧できること、また、判決後に控訴がなされている場合は、その後の控訴審の事件の情報も閲覧できることである(18)。

上述の条件のうち、①を満たした事件は 4688 件あり、このうち残り 4 つの条件もすべて満たした 2868 件についてデータセットを構築した。収集したデータについて、第 1 審判決が出た事件のうち、控訴がなされたのは 410 件（14.3%）であり、このうち第 1 審原告が控訴をしたのは 325 件（11.3%）であった。

収集したサンプルの概要は表 1 のとおりである(19)。なお、それぞれの変数間の相関関係を分析したところ、相関係数の絶対値が最も大きかったのは、原告の弁護士ダミーと被告の弁護士ダミーとの間のものであり、その値は 0.43 であった。

4.2 サンプル全体に関する重回帰分析の結果

サンプル全体について、推定の結果(図 3)、以下の関係が確認された。第 1 に、請求額の大きさは控訴確率に正の影響を示し、とりわけロジットモデルでは統計的に有意であった（$p < 0.10$）。一方で、LPM では、統計的には有意でなかった。

第 2 に、第 1 審の認容額割合は控訴確率に有意な負の影響を示した（$p < 0.01$）。

第 3 に、原告・被告の代理人弁護士の存在は控訴確率に正の影響を持つ傾向があった。特に、原告側の弁護士の存在は有意な正の影響を示した（$p < 0.05$〜0.10）。

第 4 に、審理期間は控訴確率に有意な正の影響を示した（$p < 0.01$）。

第 5 に、原告が法人である場合は、控訴確率に有意な負の影響を示した（$p < 0.01$）。一方で、被告が法人の場合では、控訴確率に負の影響を持つ傾向があった。

最後に、不法行為事件である場合は、控訴確率に有意な負の影響を示した（$p < 0.01$）。一方で、国家賠

表 2．推定結果（サンプル全体）

	logit model			LPM		
変数名	係数	z-value		係数	t-value	
定数項	-2.465	-6.732	***	0.113	3.695	***
請求額	0.056	1.654	*	0.006	1.833	
認容額割合	-1.995	-8.473	***	-0.132	-12.084	***
審理期間	0.848	5.147	***	0.094	5.058	***
原告弁護士有	0.358	1.850	*	0.036	2.446	**
被告弁護士有	0.776	3.871	***	0.040	3.213	***
原告が法人	-0.730	-5.008	***	-0.063	-4.562	***
被告が法人	0.212	1.402		0.012	0.922	
不法行為事件	-0.498	-3.830	***	-0.052	-4.198	***
国家賠償請求事件	0.851	2.914	***	0.139	2.741	***

*p<0.1; **p<0.05; ***p<0.01

（出所）筆者作成.

表３．推定結果（代理人弁護士の存在の有無）

変数名	原告に弁護士がいる場合			原告に弁護士がいない場合		
	係数	z-value		係数	z-value	
定数項	-2.694	-9.191	***	-2.162	-3.976	***
請求額	0.063	1.036		-2.273	-0.355	
認容額割合	-1.887	-7.735	***	-3.758	-3.013	***
審理期間	1.003	5.727	***	0.719	1.485	
被告弁護士有	0.942	3.949	***	0.466	1.165	
原告が法人	-1.032	-6.503	***	1.306	3.148	***
被告が法人	0.462	2.830	***	-1.394	-3.220	***
不法行為事件	-0.441	-3.157	***	-1.216	-3.054	***
国家賠償請求事件	0.712	2.114	**	1.101	1.774	*

*p<0.1; **p<0.05; ***p<0.01

（出所）筆者作成.

償請求事件では、控訴確率に有意な正の影響を示した（$p < 0.01$）。

なお、これらの傾向は、LPM による補足推定でも方向性・有意性に大きな差がなく、モデルの頑健性を担保していることが確認された。

４．３ 原告弁護士の有無に関する重回帰分析の結果

サンプル全体の推定結果から、原告の代理人弁護士の存在は、控訴確率に正の影響を持つ傾向があることが分かった。以下では、原告の代理人弁護士の存在によって、各変数が控訴確率に与える効果について、代理人弁護士の存在の有無応じてサンプルを分割し、ロジットモデルによる重回帰分析を行う。推定の結果(表 2)、特に以下の特徴的な関係が確認された。

第 1 に、請求額について、弁護士がいる場合に控訴確率に正の影響を持つ傾向があり、一方でいない場合に負の影響を持つ傾向があった。第 2 に、原告が法人である場合について、弁護士がいる場合に控訴確率に有意な負の影響を示した（$p < 0.01$）。一方で、弁護士がいない場合は、控訴確率に有意な正の影響を示した（$p < 0.01$）。

第 3 に、被告が法人である場合について、弁護士がいる場合に控訴確率に有意な正の影響を示した（$p < 0.01$）。一方で、弁護士がいない場合に、控訴確率に有意な負の影響を示した（$p < 0.01$）。最後に、認容額割合と不法行為事件である場合では、いずれも弁護士がいない場合の方が、いる場合よりも控訴確率により大きな負の影響を与えていた（いずれの結果も統計的有意性を満たしていた（$p < 0.01$））。

４．４ 原告の法人性に関する重回帰分析の結果

原告が法人か自然人かにより、控訴行動に明確な差異がみられた。

この点は、法人は費用・時間の負担に耐えやすく、弁護士アクセスにも優れると指摘する飯田 (2020) の

表４．推定結果（原告の法人該当性の有無）

変数名	原告が法人である場合			原告が法人でない場合		
	係数	z-value		係数	z-value	
定数項	-2.608	-6.535	***	-3.742	-9.125	***
請求額	0.070	0.931		0.045	0.296	
認容額割合	-2.294	-6.391	***	-1.721	-5.364	***
審理期間	0.993	4.286	***	0.844	3.881	***
原告弁護士有	-0.325	-1.312		1.205	3.814	***
被告弁護士有	0.546	1.781	*	0.967	3.683	***
被告が法人	0.058	0.245		0.395	2.026	**
不法行為事件	-0.494	-2.650	***	-0.552	-2.990	***
国家賠償請求事件	0.686	1.108		0.788	2.336	**

*p<0.1; **p<0.05; ***p<0.01

（出所）筆者作成.

議論とも整合的である。こうした属性差を踏まえて法人・自然人に分割して推定したところ（表 4)、以下の結果が得られた。まず、原告側に弁護士がいる場合、法人サンプルでは控訴確率に負の影響がみられたが、有意性は確認されなかった。一方で、自然人サンプルでは弁護士の存在が控訴確率に対し有意な正の影響を与え（p ＜ 0.01)、自然人原告では代理人の関与が控訴誘因を強める傾向が確認された。

４．５ 不法行為事件に関する重回帰分析の結果

最後に、裁判によって争われている事案が、不法行為である場合とそうでない場合に、変数が控訴確率与える影響を分析するために、ロジットモデルによる重回帰分析を行う。推定の結果(表 5)、特に以下の特徴的な関係が確認された。

第 1 に、請求額について、不法行為事件である場合は、控訴確率に負の影響を与える傾向があり、一方

表５．推定結果（不法行為事件の該当性の有無）

変数名	不法行為事件			不法法行為事件でない場合		
	係数	z-value		係数	z-value	
定数項	-3.511	-8.859	***	-2.395	-6.998	***
請求額	-0.809	-0.963		0.101	0.819	
認容額割合	-1.328	-4.067	***	-2.614	-7.537	***
審理期間	0.873	3.922	***	1.012	4.482	***
原告弁護士有	0.767	2.451	**	0.041	0.163	
被告弁護士有	0.373	1.348		0.930	3.554	***
原告が法人	-0.810	-3.846	***	-0.804	-4.200	***
被告が法人	0.625	2.902	***	0.022	0.111	

*p<0.1; **p<0.05; ***p<0.01

（出所）筆者作成.

で不法行為事件でない場合には正の影響を与える傾向があることが分かった。ただし、いずれも統計的有意性を満たしていない。

第2に、認容額割合について、不法行為事件である場合の方が、控訴確率により大きな負の影響を与えていた（いずれの結果も統計的有意性を満たしていた（$p<0.01$））。第3に、当事者の代理人の存在について、原告の弁護士の存在は、不法行為事件である場合に、控訴確率により大きな影響を与えていた（不法行為事件である場合では、統計的有意性を満たしていたが（$p<0.05$）、不法行為事件でない場合では統計的有意性を満たしていなかった）。他方で、被告の弁護士の存在について、不法行為事件でない場合に控訴確率により大きな正の影響を与えていた（不法行為事件でない場合では、統計的有意性を満たしていたが（$p<0.01$）、不法行為事件である場合では統計的有意性を満たしていなかった）。

5．考察

5．1　主要結果の整理と理論的整合性

まず、本研究では、控訴行動が単純な費用便益計算によって決定されるのではなく、請求額・認容割合・代理人・審理期間・法人属性・事件類型といった制度的・行動的要因が複合的に作用することを明らかにした。とりわけ、請求額と審理期間は従来モデルと異なる作用方向を示し、認容割合・代理人・法人性・事件類型は安定した非対称性を示すという点で、控訴判断の構造的特徴が確認された。

請求額については、全体のロジット分析では正の効果が確認され仮説1を支持した一方、LPMや特定サブサンプルでは有意性が弱く、代理人不在や不法行為事件では負の傾向もみられた。これは、請求額が「期待利得の増加」と「費用負担の増大」という相反要因を内包しており、そのバランスが事件類型や代理人の有無によって変動するためである。Priest & Klein (1984) や Waldfogel (1995) の議論に照らせば、高ステークス事件の期待更新の方向性や予見可能性の違いがこの不一致を合理的に説明する。

次に、認容額割合はすべての分析で控訴確率を一貫して抑制し、仮説2を強く支持した。部分認容事件では不満残存により控訴誘因が高まり、満額認容に近づくほど控訴が合理性を失う。この効果は代理人不在・法人原告・不法行為以外の事件で特に大きく、予見可能性の高い事案ほど控訴抑制が強いという Waldfogel (1995) の指摘とも整合する。

また、原告側代理人の存在は控訴を促進し、仮説3を支持した。この結果は、代理人弁護士の存在が第1審原告に対して訴訟戦略や情報を提供し、主観的な期待形成を強めることで控訴の相対的便益を高めうるとする Ashenfelter, Bloom & Dahl (2013) の指摘とも整合的である[20]。法人原告では逆の抑制効果もみられ、内部の法務能力や意思決定構造により期待更新が保守的に行われていると解釈できる[21]。さらに、審理期間はすべての推定で正の影響を示し、仮説4（長期化は抑制する）とは反対の結果となった。これはサンクコスト効果、争点の複雑性、長期訴訟による不満蓄積という行動的・構造的要因によるものであり、静学的費用便益モデルでは説明できないが、行動経済学的枠組みでは整合的に理解できる。具体的には、審理期間が長期化するほど、当事者は既に投入した時間や労力を正当化しようとするサンクコスト効果に影響されやすくなり、控訴による追加的費用よりも「ここまで争ってきた以上、結論を尽くすべきだ」という心理が控訴選択を後押しすると考えられる。また、代理人弁護士の存在は、専門的知見や戦略的助言を通じて当事者の期待更新を強化し、1審判決後においても勝訴可能性を過大評価させる非対称的な期待形成を生じさせる可能性がある。これらの行動的要因を考慮すれば、本研究の結果は、控訴意思決定が合理的計算のみならず、心理的・認知的要因を含む動的プロセスであることを示唆している。

最後に、法人属性・事件類型は控訴行動に明確な非対称性をもたらした。法人原告は保守的更新により控訴抑制へ、不法行為事件は原告の訴訟継続意思の低下と逆転可能性の低さから控訴抑制へ、国家賠償請求事件は法的判断の不確実性から控訴促進へ働く。これらは、控訴行動が事件類型固有の情報構造によっても規定されることを示す。

5．2　制度的・行動的含意

次に、本研究は、民事裁判手続における公共サービスとしてのホスピタリティの重要性を示すものであった。本稿で用いるホスピタリティ概念は、ホスピタリティ産業論としての接遇やサービス技法を意味するものではなく、制度利用者が手続を通じて感じる予見可能性や納得感といった経験価値に着目する概念的枠組みである。裁判制度は、国家による公的サービスであり、利用者である当事者の経験・納得感を高めることは制度の正当性・アクセス性の向上に不可欠である。とくに、1審判決の理由・証拠評価の透明化、控訴審の逆転率や事件類型別統計情報の提供、代理人による助言の質および情報提供の改善、審理期間の短縮および争点整理の早期化は、利用者の予見可能性を高め、過度の期待更新や誤認識による控訴を抑制するうえで極めて重要である。これらは、サービスとしての裁判手続にわかりやすさ、予測可能性、安心感をもたらし、ホスピタリティ・マネジメント研究が重視する利用者中心性と整合する。

5．3　今後の研究課題

一方で、本研究にはいくつか限界があることも指

摘しておく必要がある。まず、控訴意思決定の基礎構造を抽出したが、控訴審での判断内容や逆転事例の特徴には踏み込んでいない。また、原告の主観的期待形成、判決の受け止め方、代理人の助言といった認知・行動的要因を直接扱っていない。今後は、控訴審の事実認定構造や法的評価との接続、ベイジアン期待更新を明示的に扱うモデルの構築、選択仮説との統合、制度非対称性の国際比較等が求められる。加えて、本研究では1審が地方裁判所のものに焦点を当てたが、請求額が少額である場合には簡易裁判所で1審を争うケースも存在する。このような低額・短期の紛争類型においても、本研究で示した控訴意思決定モデルが妥当するかについては、制度的差異を踏まえた上で今後の検討課題としたい(22)。とはいえ、本研究は客観的データに基づく分析を通じて、期待形成や情報構造を統合する研究枠組みへ発展する基盤を提供した点で実質的な貢献を果たしたと言える。

６．終わりに

本研究は、民事訴訟における第1審原告の控訴意思決定を費用便益モデルと選択仮説の枠組みから理論的に整理し、判例データを用いた実証分析により、その規定要因について分析した。その結果、請求額は控訴を促進する一方で、認容額割合は控訴を一貫して抑制すること、さらに代理人弁護士の存在、審理期間、原告・被告の法人該当性、事件類型が控訴行動に多様な非対称性をもたらすことが確認された。これらの結果は、控訴行動を単なる費用便益計算としてではなく、情報更新の誤差、訴訟選択バイアス、さらには事件類型固有の予見可能性等が複合的に作用する動学的プロセスとして捉える必要性を示している。

政策的には、原告が合理的な期待形成を行うための情報環境の整備が重要となる。具体的には、第1審判決の理由・証拠評価の透明化、控訴審の逆転率や事件類型別の傾向に関する統計情報の提供、代理人助言の質的向上などが、過大な期待更新や誤審認識に基づく控訴を抑制し、制度全体の予見可能性を高めると考えられる。また、審理期間の長期化に伴うサンクコスト効果が控訴を促進する点から、紛争類型ごとの処理の迅速化や、争点整理の早期化・明確化も制度設計上の重要な課題である。

従来の民事裁判研究や制度評価においては、判決内容や勝訴率、手続の迅速性といった結果指標が主に重視されてきた。しかし、これらの指標のみでは、当事者がなぜ紛争を継続し、あるいは1審判決後に控訴という選択を行うのかといった行動の背景を十分に説明することは困難である。

そこで、本研究では、民事裁判手続を公共サービスとして捉え直すことにより、利用者が「理解しやすく・予測しやすく・納得しやすい」手続がいかに形成され、またどのような要因によってその期待や評価が左右されるのかを、控訴行動という具体的行動を通じて実証的に明らかにした。この点で、本研究は、利用者の経験価値や安心感、負担感といった要素を制度設計や運用の観点から評価するという、ホスピタリティ・マネジメント研究の視座を、司法制度という非市場的・公的サービス領域に応用したものと位置づけられる。民事裁判は法的紛争解決手続であると同時に、国家が提供する公共サービスでもある。その利用者の行動特性や意思決定構造を把握し、予測可能性や納得感を高める制度的条件を検討することは、観光や医療といった他の公共的サービスと同様、ホスピタリティの観点から評価されるべき重要な課題である。本研究は、控訴行動の分析を通じて、利用者中心の裁判手続を構想するための基礎的知見を提示した点に学術的意義を有する。

以上、本研究は控訴意思決定の複雑性とその制度的含意を示し、今後の実証研究および司法政策、さらには公共サービスとしての民事裁判手続の改善に向けて、基礎的知見を提供するものである。

謝辞

本研究は、佐々木琉太郎「民事訴訟における原告の控訴提起にかかる意思決定に関する分析」京都府立大学公共政策学科2024年度卒業論文の研究成果の一部である。今回本稿を執筆する際に、査読者より有益なご意見とご指導を賜りました。この場を借りて深くお礼申し上げます。

注

(1) 最高裁判所事務総局（2023）『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書』, pp. 37-38.

(2) 本研究において、認容率とは、全事件に対する原告の請求が一部なりとも認められたケースのこと（いわゆる勝訴率）である. ただし、図1における「敗訴当事者」とは、請求が全部認められなかった場合に限らず、一部認容を含め、第1審判決において請求の全部または一部が認められず、当該判決に対して不服の余地が生じる当事者を指す分析上の区分である.

一般に、控訴審において第1審判決（の結論）を支持し、控訴者の主張を退ける判決のことを棄却という. また、第1審判決を取り消すことを取消という. 取消が行われた場合、原則として控訴審で新たに請求に対する判決が行われる（山本弘・長谷部由起子・松下淳一（2020）「民事訴訟法　第3版」, 株式会社有斐閣, p. 325）. なお、控訴審判決では、控訴そのものを認めない「却下」となるケースも存在するが、控訴審判決全体の0.5%に満たないため、本研究では除外している.

(3) 最高裁判所事務総局『司法統計年報（民事・行政編）』令和元年から令和5年までの各年版を

参照.

(4) Steven Shavell. (2004) "Foundations of Economic Analysis of Law", *Belknap Press of Harvard University Press*（スティーブン・シャベル(田中亘・飯田高 訳) (2010)『法と経済学』, 日本経済出版社).

(5) Priest, George L., and Benjamin Klein. (1984) "The Selection of Disputes for Litigation", *Journal of Legal Studies*, Vol.13, No.1, pp. 1-55.

(6) Waldfogel, Joel. (1995) "The Selection Hypothesis and the Relationship between Trial and Plaintiff Victory", *Journal of Political Economy*, Vol.103, No.2, pp229-260.

(7) Lee, Yoon-Ho Alex., Klerman, Daniel.(2016) "The Priest- Klein hypotheses: Proofs and generality", *International Review of Law and Economics*, Vol.48, pp.59-76.

(8) Eisenberg, Theodore. (2004) "Appeal Rates and Outcomes in Tried and Nontried cases: Further Exploration of Anti-Plaintiff Appellate Outcomes", *Journal of Empirical Legal Studies*, Vol.1, No.3, pp.659–688.

Eisenberg, Theodore., Farber, Henry S. (2013) "Why Do Plaintiff Lose Appeals? Biased Trial Courts, Litigious Losers, or Low Trial Win Rates?", *American Law and Economics Review,* Vol.15, No.1, pp.73-109.

(9) Edwards, Barry C. (2019) "Why appeals courts rarely reverse lower courts: An experimental study to explore affirmation bias", *Emory Law Journal Online*, Vol.68, pp.1035–1084.

(10) 森大輔 (2021)「裁判にかかる費用や時間の認識と裁判利用行動意図の関係」『現代日本の紛争過程と司法政策 民事紛争全国調査2016-2020』, 第16章.

(11) 飯田高 (2020)「民事裁判における自然人と法人─終局形態の一分析─『社會科學研究』, 71巻, 第2号, pp. 131-153.「紛争選択仮説」は、原告・被告双方が訴訟参加について対称的な機会をもつことを前提とする. しかし日本の司法制度では、訴訟は原告から一方的に開始されるため、原告の期待利得と被告の機会損失との間に大きな乖離が生じる. 例えば、民事訴訟において、原告は必ず裁判に参加する必要がある一方で、被告が参加しない (欠席) ケースが存在し、この場合、被告は原告の主張を争わないものとされ、原告の請求が認められる可能性が極めて高い. 実際、令和4年司法統計年報によれば、被告が参加する場合の原告勝訴率が約68%であるのに対し、被告欠席事件では約98%に達している (最高裁判所事務総局(2023)「令和4年司法統計年報」). このように、日本の民事訴訟は「原告が訴訟を開始し、被告は応訴しない選択すら取り得る」という非対称性を制度的に内包しており、訴訟参加そのものが原告主導である点が、紛争選択仮説の想定する対称性とは大きく異なる. 原告は勝訴見込みが十分に高い場合にのみ訴訟を提起し、他方で被告は受動的に訴訟に巻き込まれる. その結果、提訴された事件群全体は選別された「高勝訴期待事案」に偏り、観察される原告勝訴率が50%を大きく上回ることが理論的に説明される.

(12) 訴訟提起は、代理人弁護士がいなくとも行うことができる (本人訴訟) が、本研究では、当事者は必ず代理人弁護士を雇うと仮定する.なお、「弁護士費用」は、一般に代理人弁護士を雇う際 (訴訟提起と同時期) に支払う「着手金」と裁判に勝訴した際に認容額に応じて支払う「成功報酬金」、交通費・印紙代といった「実費」から構成される. 本研究では、モデルの簡略化のために「着手金」と「成功報酬金」を一括りにして「弁護士費用」としている (日本弁護士連合会(2009)「市民のための弁護士報酬ガイド」, (https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/publication/pamphlet/attorneys_fee_guide.pdf), 最終閲覧日. 2025年12月3日).

(13) 最高裁判所事務総局 (2023)『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書』, p. 50.

(14) なお、ロジットモデルによる回帰式は、以下のとおりである. $Pro = F(\beta_0 + \beta_1 \cdot \bar{W} + \beta_2 \cdot d_1 + \beta_3 \cdot P_2 + \beta_4 \cdot \bar{C}_{t2}^{f} + \beta'_{\mathrm{M}} M)$ ここで、$F(\cdot)$はロジスティック関数の $F(z) = \frac{1}{1+\exp(-z)}$を用いる.

(15) 斎藤宙治 (2020)「民事訴訟における代理人に関する基礎的分析─10年間の人数変化と訴訟結果の傾向─」『社會科學研究』, 71巻, 第2号, pp. 99-110.

(16) 斎藤宙治 (2021)「訴訟利用の総合的満足度の規定要因」『現代日本の紛争過程と司法政策：民事紛争全国調査2016-2020』, 東京大学出版会, pp. 313-328.

(17) 森大輔 (2015)「裁判にかかる費用や時間についての認識と裁判利用行動意図の関係─構造方程式モデリングによる分析─」『法社会学』, 第81号, pp. 189-206.

(18) 本研究では、不法行為に関する事件と国家賠償請求事件を事件類型ダミーとして採用している. 不法行為事件とは、他人の行為または他人の物により権利を侵害された者が、その他人または他人とかかわりのある人に対して、侵害からの救済を求めて金銭を請求する事件であり、一般的不法行為には民法709条が適用される. 例えば、精神上の損害に対する慰謝料請求や交通事故による

身体に関する損害賠償請求がある. また、国家賠償請求事件とは、国家賠償法1条に関係し、公務員の違法な公権力の行使により損害を被った者が国または公共団体に対して、損害の賠償を請求する事件である. なお、国家賠償請求事件は、不法行為事件の一部として含まれるが、本研究では、別の事件として扱う(潮見佳男　著, 長野史寛　補訂（2025)「債権各論Ⅱ不法行為法　第4版補訂版」株式会社新世社.（不法行為事件：1頁, 国家賠償請求事件：156頁をそれぞれ参照）.

(19) 相手方に金銭を請求しない事件として、例えばSNS等における情報発信者開示請求や、建物明渡請求がある. これらの事件では、直接的な金銭の請求がなされないため、本研究では分析の対象から除外している.

(20) Ashenfelter, Bloom & Dahl（2013）は、弁護士が依頼人よりも情報優位にあることから、紛争の継続を促す方向で当事者の判断に体系的な影響を及ぼし得るという代理人問題（agency problem）を指摘している.本研究で確認された代理人の正の効果は、こうした代理人問題が控訴段階においても作用していることを示唆するものと解される（Orley Ashenfelter, David E. Bloom, Gordon B. Dahl (2013)　“Lawyers as Agents of the Devil in a Prisoner’s Dilemma Game,” *Journal of Empirical Legal Studies*, 10(3), 399-423.）.

(21) 民事訴訟法では、1審判決後に控訴の手続きができる期間が原則として判決書等の送達日の翌日から起算して2週間以内と規定されている（民事訴訟法第285条）. このため、法人である場合は、統治構造上、意思決定に要する時間と手続的コストの面から、自然人に比べて控訴期限内での控訴の判断が困難となる.

(22) もっとも、簡易裁判所から訴訟を開始した場合における控訴行動についても、本研究から得られた知見が理論的には適用可能である. 令和5年司法統計年報（最高裁判所事務総局. 2023）によれば、1審簡易裁判所既済件数(365, 928件)に対する、その控訴審たる地方裁判所引受事件数(3, 889件)の割合が約1. 1%であるのに対し、1審地方裁判所の既済件数（137, 596件）に対する、その控訴審たる高等裁判所控訴引受事件数(13, 274件)の割合は約9. 6%である. このことから、簡易裁判所から訴訟を開始した場合の控訴確率は、地方裁判所から訴訟を開始した場合よりも低いことが分かる. すなわち、本研究の理論および結果に基づけば、請求額が小さく、審理期間が短い傾向がある簡易裁判所事件では、期待利得やサンクコスト効果の影響が小さくなるため、控訴確率が小さくなると説明できる.